

平成 2 2 年 6 月 2 5 日

平成 2 2 年 第 6 回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

# 平成 2 2 年 第 6 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成22年 6 月25日（金曜日）午後 1 時59分～午後 3 時16分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 6 ・ 7 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 小 島 昇 公

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部  
参 事 兼 今 城 徹

学校教育課長  
兼 特 別 支 援 田 代 雄 己  
教 育 係 長

建 築 課 長 兼  
教 育 施 設 担 当 堂 垣 隆 志  
副 参 事

給 食 課 長 梶 川 義 夫

統括指導主事 小 池 雄志郎

社会教育課長 佐 伯 芳 幸

中央公民館長  
兼 南 街 長 島 孝 夫  
公 民 館 長

中央図書館長  
兼 桜 が 丘 松 井 悟  
図 書 館 長

6. 書 記

庶 務 係 長 尾 又 斉 夫

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第8号報告 事務の臨時代理の承認について

第5 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

第6 第10号報告 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について

第7 第25号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

第8 第26号議案 東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則

第9 第27号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

第10 その他報告事項 平成23年度使用小学校教科書採択の進捗状況等について

---

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成22年第6回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は小泉委員にお願いいたします。

---

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。  
教育長。

○佐久間教育長 それでは、平成22年5月24日から平成22年6月21日の間の諸務報告を申し上げます。

平成22年5月24日、教育委員の学校訪問で第五中学校を訪問いたしました。

同日、東京都市町村教育委員会連合会定期総会に出席いたしました。連合会会長は、平成21年度の羽村市教育委員長、志田保夫氏から、平成22年度はあきる野市教育委員長、溝口勲夫氏にバトンタッチされました。

5月25日、定例校長会に出席いたしました。私からは、春に実施する運動会、それから公開授業等、学校の事業がスムーズに実施できるようお願いいたしました。

同日、東大和市立小中学校保健運営連絡会に出席いたしました。課外授業やプールへの参加の可否基準について、学校医代表から説明がありました。また、食物アレルギーについて、東大和市医師会所属の医師から講演がありました。

5月28日、関東甲信越静市町村教育委員連合会総会に出席いたしました。千葉県浦安市で行われたものであります。来年度は栃木県宇都宮市で開催される予定であります。

5月29日、第二小学校、第五小学校、第六小学校、第一中学校、第四中学校、5校の運動会を見学いたしました。

6月1日から6月15日の間、平成22年第2回市議会定例会が開会され、必要に

応じて出席いたしました。

まず初日の6月1日ですが、人事案件といたしまして法務省の人権擁護委員の候補者に眞崎一郎氏を推薦することについて、市議会の意見を求める議案が提案され、人権擁護委員として推薦するに適任と決定されました。また、平成22年度一般会計補正予算が原案どおり可決されました。

次に、6月2日、3日、4日、7日、8日の5日間で一般質問が行われました。

次に、最終日の6月15日には、副市長の選任に関する議案が提案されました。現副市長、小飯塚謙一氏が任期満了となる6月30日をもって勇退し、次期副市長に氏井博氏が就任することについて同意されました。また、東大和市街づくり条例が原案どおり可決されました。

なお、今回の市議会定例会で出た主な項目及び街づくり条例につきまして、お手元に資料に御配付いたしましたので、後ほどご参照いただきたいと思います。と存じます。

6月5日、第二中学校、第五中学校の運動会を見学いたしました。

6月6日、環境市民の集い開会式に出席いたしました。当日は、環境市民の集いにあわせまして、歯科医師会による歯科相談、それから菊花連盟による菊の苗木配布等が行われました。この日、約3,800の方が来場されました。

同日、わんぱく相撲東大和場所開会式に出席いたしました。このわんぱく相撲は、全国の青年会議所が主催となって開催されておりまして、東大和場所で好成績を上げた子は中央大会へ進んでいくとのことでもあります。なお、プロの力士2人がゲストとして参加しておりました。

6月9日、市民文化祭実行委員会に出席いたしました。本年度の市民文化祭は、平成22年10月16日、土曜日から、11月3日の文化の日までの19日間で開催することと決定いたしました。

6月11日、自治会長会議に出席いたしました。ふれあい市民運動会へのご協力をお願いしたものであります。なお、今年度のふれあい市民運動会は9月26日、日曜日に実施する予定です。

6月12日、第三中学校の運動会を見学いたしました。

同日、第一中学校の公開授業、道徳の授業でありましたが、見学いたしました。

6月17日、東大和市公立学校健全育成会議に出席いたしました。この日は、NTTドコモの関本聖一氏から、「携帯安全教室」と題した講演をしていただきました。

6月21日、社会教育委員会議に出席いたしました。6月1日から、新たに社会教育委員に就任していただきました大月孝彦氏に委嘱状をお渡ししたものであります。また、この日、社会教育委員会議では、社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う教育委員会からの諮問について討議していただき、会議終了後、答申をいただきました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

---

### ◎日程第3 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第7号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成22年度東大和市一般会計補正予算（第1号）であります。

一般会計補正予算（第1号）は、第2回市議会定例会に第41号議案として提出され、6月1日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。そのため、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができず、平成22年5月31日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

概要につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○小島学校教育部長 それでは、平成22年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の説明を申し上げます。

お手元資料の歳入の1ページをお開きください。

14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、1節小学校費補助金は12万5,000円の増額であります。これは外部指導者活用支援事業補助金であり、第三小学校の土曜日補習外部指導員に対する賃金に充てるものでございます。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は320万円の増額であります。内訳は、環境教育実践推進校事業委託金が第三小学校に50万円、スポーツ教育推進校事業委託金が第四・第九・第十小学校及び第一・第三中学校の5校にそれぞれ50万円で、合計250万円。安全教育推進校設置事業委託金が第四中学校に20万円となっております。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

歳出の1ページをお開き願いたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費であります。2ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

事業番号11、教育指導管理事務費は249万8,000円の増額であります。7節賃金、19節負担金補助及び交付金は、歳入でご説明いたしました補助金及び委託金に係る歳出であります。13節委託料は154万6,000円ですが、今年度から全国学力テストが抽出校を対象とする制度に変更になりましたが、東大和市では抽出校以外も含め、全校で全国学力テストを実施いたしました。それに伴い抽出校4校以外の11校の採点及び分析を業者に委託する経費でございます。抽出対象外の11校におきましても、同様の分析を行うことによりまして学力の向上に寄与するとともに、採点業務等を委託することによりまして教師の負担軽減が図られるものであります。

次に、事業番号14、学校行事・部活動等運営支援事業費は、先ほど歳入予算でご説明いたしました委託金の歳出といたしまして、スポーツ教育推進校事業委託金5校分、250万円であります。

事業番号16、教育センター運営費は、教育情報室の臨時職員賃金の増額97万5,000円であります。

次に、2項小学校費、3目特別支援学級費、事業番号1、特別支援学級事業費は377万7,000円の増額であります。第三小学校の特別支援学級に通学する児童が

平成22年度から2名増えたことに伴い、学級数が2から3に増加いたしました。  
このことにより7節賃金102万6,000円を増額するものでありますが、これは介助員を1名増やすためのものであります。15節工事請負費は275万1,000円を増額でありますが、増加した学級に対して冷暖房設備等の工事を行うものであります。

3ページをお開き願います。

5項保健体育費、3目学校給食費、事業番号2、学校給食センター運営費は40万4,000円を増額であります。これは第八小学校の学級数が、平成22年度当初予定の19学級から21学級に増えたことに伴い、給食配膳員を2名から3名に増員するための賃金の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 説明をありがとうございました。

2ページのところで、全国学力・学習状況調査採点処理業務委託とございますが、具体的にはどのような業者に委託をして、どのように進めていかれるのでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 全国学力・学習状況調査、11校分の予算計上をいただきました。この委託先でございますが、具体的に申しますと、文部科学省が委託をします——抽出校に対してですね。また、昨年度、全校で行った場合もそうでございますけれども、それと同業者に委託をするというものでございます。そういうことで全く同じ条件の中で採点、そして分析を行っていただけるものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 そのほかございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 そうすると、今までの採点業務を依頼していた業者と同じということでございますね。

○今城学校教育部参事兼指導室長 同じです。

○小泉委員 わかりました。

○鈴木委員長 そのほかございませんか。

私のほうからお尋ねします。

歳入の2ページ、外部指導者活用支援事業補助金、三小、土曜日ということなんですが、この内容を少しお聞かせ願いたいのと、他校にこういう例はないのかどうか。お願いします。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 ただいまご質問のありました外部指導者活用支援事業でございますが、これは今年度の東京都の新規事業でございます。これが全都の学校に募集がかかりました。本市におきましても、各学校にこの募集要項を配布し、そして希望をとったところでございます。その中で、第三小学校がこの事業に申請をされたということでございます。

具体的に言いますと、三小は土曜プレイスというのを土曜日に行っております。この中で、今までも補習的な活動が行われていたという経緯がございます。それに相まって、この事業が始まったということでもありますので、その指導者に対しての補助金が出るということで第三小学校が申請をしたということでございます。

具体的な内容としましては、月2回、7月3日から3月12日まで今年度は実施をするということでございます。時間は約1時間30分、指導者は現在3名。この指導者は、教育ボランティアで今三小に来ている学生、さらには理科支援員として教育活動に入っている方が、この土曜日の補習に当たってくださるということでございます。

他校につきましても、来年度以降、この事業が継続するかどうかというのがまだ不明ではありますが、さらに広げられるように学校のほうには働きかけをしていきたい。有効な学力向上の1つの手だてとして、取り組んでいけることを考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

私のほうからもう1点ですけれども、全国学力・学習状況調査採点の費用を持っていた件について、部長のほうから説明がありましたけれども、これは本市にとってはとてもよい内容であったと思って、改めてお礼というわけではないんですけれども、大変ありがたいと思いました。

私どもは東大和市の小・中学生を直接預かっている立場でありますから、東大

和市の小・中学生全児童の学習の定着状況を正確につかむということは、これは最も必要なことになると思うわけです。

それで、抽出ではなかなかその趣旨は行き届かないというふうに私は考えているわけです。指導法の改善や原因追求をしっかりとやっていただいて活用してもらいたい。また、これは保護者や子供の願いに直接こたえる内容になるかと思えます。

それから、説明のときにもありましたけれども、それでなくても現場の教師の負担が非常に多いと言われている中で、これを抽出校以外で小・中学校の先生にお願いするということは、とても無理なことだと私は考えております。そういう意味で、現場の先生方からも感謝されるような、ありがたい施策ではないかと思っておりますし、この分析の仕方はプロがやるわけですから、より確度の高い分析の結果が出ると思いますので、そういう面でも大変ありがたく思っております。

現に今年の学力調査のやり方等、結果については、文科省も反省するところがあって、来年度は改善しようという動きになっておりますし、まあどういう方策が出るかわかりませんが、本市の場合は今年のような、この施策を堅持していただいて、これからもぜひ子供のために頑張っていただきたい、そういうふうをお願いをしておきます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

間違っていますか。

○佐久間教育長 7号。

○鈴木委員長 7号。

訂正いたします。

ただいまの件は、第7号報告でありますので、第8号報告を取り消して、第7号と訂正いたします。

◎日程第4 第8号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第5 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第5、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま一括議題となりました第8号報告 事務の臨時代理の承認について、並びに第9号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第8号報告並びに第9号報告は、いずれも公民館運営審議会委員の変更に伴うものであります。公民館運営審議会委員のうち、PTA連合協議会から推薦をいだいて委嘱しております委員につきまして、田中秀子氏から井上真理子氏に変更するものであります。この変更は、平成22年6月10日付で、PTA連合協議会から通知をいただいたことによるものであります。

第8号報告は、現委員の田中秀子氏の解嘱に関するものであります。

第9号報告は、後任として井上真理子氏を委嘱するものであります。

本来ならば、本日の教育委員会定例会に提案すべきところではありますが、昨日、平成22年6月24日に公民館運営審議会が開催され、その席上で解嘱状及び委嘱状をお渡しするという必要がありましたことから、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づきまして、事務の臨時代理をさせていただきますので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

引き続き、お諮りいたします。

日程第5、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

---

◎日程第6 第10号報告 平成22年度東大和市社会教育関係団体連  
合体に対する補助金の交付に伴う答申につ  
いて

○鈴木委員長 日程第6、第10号報告 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第10号報告 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金につきましては、平成22年5月19日付で教育委員会から社会教育委員会へ諮問をいたしました。

社会教育委員会では、平成22年6月21日に会議を開催し、審議していただいた結果、同日付で答申をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

答申では、補助金総額384万6,400円につきましては、昨年交付いたしました7団体に対しまして、昨年と同額の内訳で交付をする内容となっております。

今後は、市の補助金交付要綱に基づきまして、交付決定等の手続を進めてまいりたいと存じます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第10号報告 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第10号報告 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認と決します。

---

#### ◎非公開会議の宣告

○鈴木委員長 ここで会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第7、第25号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから、会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議用資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議用資料につきましては、平成22年7月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(該当者退場)

---

◎日程第 7 第 25 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○鈴木委員長 日程第 7、第25号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第25号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議題となりました第25号議案は人事案件であります。平成22年 6 月21日付で内示がございましたので、それに伴って改めるものであります。

教育委員会内部の異動といたしまして、副参事であります給食課長の梶川義夫が主査、計画担当主査の事務を兼務するという事務取扱になります。

もう 1 つは、中央公民館副参事、中央公民館長の長島孝夫が、現在、南街公民館長事務の取り扱いになっておりますが、それが狭山公民館の事務取扱を兼務するということになるものであります。

これは平成22年 7 月 1 日からであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 7、第25号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第25号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決します。

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(該当者入場)

---

◎日程第 8 第 26 号議案 東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則

○鈴木委員長 日程第 8、第 26 号議案 東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第 26 号議案 東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則につきまして、ご説明申し上げます。

本規則は、労働安全衛生法に基づきまして、東大和市立学校の学校職員の職場における安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し、必要な事項を定めるために新たに制定するものであります。

規則の制定に当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号により、教育委員会の議決を経て教育長が行うとされております。このことから、今回提案させていただくものであります。

内容につきましては、学校教育部参事兼指導室長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、私のほうから東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則について説明をさせていただきます。

まず、第 1 条でございます。第 1 条は、趣旨について述べておるところでございます。労働安全衛生法並びに学校保健安全法、その他関係法令の規定に基づいて規則を制定するものでございます。

第 2 条は、定義についてです。学校職員、そして事業場の定義について記載しております。

第 3 条は、教育委員会の責務についてでございます。学校職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならないという責務でございます。

第 4 条は、事業場の長の責務でございます。事業場の長は、上司の指揮監督のもとに、事業場における学校職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形

成を促進するようにしなければならない。この事業場とは、先ほどの定義にあります。別表に示していますけれども、市立小・中学校1つ1つが事業場でございます。その長は、校長ということになります。

第5条は、学校職員の責務でございます。学校職員の責務について記載しておりますところでございます。

第6条です。第6条は、衛生管理者についての記載でございます。この法の12条にあるように、事業場に衛生管理者を置くことになっております。衛生管理者を置く事業場、その人数については別表1に記載しているところでございます。衛生管理者を任命するのは教育長でございます。また、第4項に衛生管理者の任期として1年、再任を妨げないというのがございます。5には、衛生管理者の業務について記載をしております。

次のページでございます。

第7条は、衛生推進者についての記載でございます。これも法の12条2項に基づいて、事業場に衛生推進者を置きます。2項では、その衛生推進者を置く事業場及び人数を定めております。衛生推進者の任命につきましては、教育長が任命するというのが3項でございます。第4項は衛生推進者の業務です。

続いて、第8条でございます。第8条は、産業医について記載しております。法の13条の1項の規定に基づき、事業場に産業医を置くということでございます。2項では、産業医を置く事業場と人数について別表1に記載しております。産業医を委嘱するのは教育委員会でございます。第4項としては、産業医の勤務体系、非常勤でございます。5項は任期、そして第6項は産業医の業務について記載しているところでございます。

次のページでございます。

第9条は、衛生委員会の設置等について記載しているものでございます。法の18条1項の規定に基づき、東大和市立第一中学校に東大和市立第一中学校衛生委員会を置くことと定めたものでございます。衛生委員会の委員の人数につきましては、第2項に記載させていただいております。委員は7人以内をもって組織するとしております。第3項としましては、その委員の任命につきましては、教育長が任命すると記載されております。第4項は任期、第5項につきましては衛生委員会の委員長の設定についてでございます。第6項につきましては、衛生委員会の業務等について記載をしているところでございます。

第10条は、衛生委員会の会議についてです。衛生委員会の会議につきましては、第2項以降に記載されているとおりでございます。招集するのは委員長、第4項につきましては開催の回数、第5項につきましてはその会議の成立について、第6項につきましてはその会議の議決についてでございます。

次のページにまいりまして、第7項は必要に応じて委員以外の出席を求めることができるという規定でございます。第8項につきましては、この庶務についての取り扱い。第9項につきましては、必要な事項を委員長が衛生委員会に諮って定めるというのを規定したものでございます。

第11条は、衛生管理者等に対する教育等についてでございます。衛生管理者、そして衛生推進者、その他公務上の災害の防止のための業務に対する者に対して、教育、研修、講習等を行うというものを定めたものでございます。

第12条は、健康診断の実施です。そこにありますように、次に掲げる地方公務員に対し、定期的に、健康診断を実施する。学校職員に対して、そして東大和市職員労働安全衛生管理規則に基づいてということになります。第2項は、必要と認めたときに定期健康診断の項目に、新たな項目を追加することができるとしたものでございます。第3項以降は、健康診断の内容について記載されたものでございます。

次のページでございます。

第13条は、委任についてでございます。本規則に定めるもののほか必要な事項につきまして、教育長が別に定めることを規定したものでございます。

附則としまして、施行期日は、この規則は平成22年7月1日からの施行としたいということでございます。

ただし書きとしましては、任期について1年とさせていただいておりますが、今回につきましては、その括弧書きにあるような経過措置をとらせていただくということになります。

2番につきましても、この任期について記載をさせていただいたものでございます。

その下の別表1でございます。本規則の第2条、そして第6条から8条に関する事業場のこと、衛生管理者の人数、衛生推進者の人数、産業医の人数がそこに記載されております。

別表第2につきましては、第12条関係でございます。そこに勤務の面と医療の

面についての指導区分、事後措置の基準について記載したものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○土田委員 それでは、細かいことになりますけれども、3つばかり質問をいたしたいと思います。

1つは、第2条の(1)のアとイがありますけれども、アに準ずる者、準ずると教育長が認めた者とありますけれども、現在そういう方がいらっしゃるかどうか。具体例で示していただければありがたいです。

それから、第3条、第4条に、これは文章ですけれども、「促進するようにしなければならない」という言い方が、第11条では「機会を与えるよう努めなければならない」というふうに書いてあるんですね。ですから、促進するように努めなければならないと言いかえると問題があるかどうかですね。これはほとんど意味合いとしては変わらないと思いますけれども、「しなければならない」という表現と「努めなければならない」というのは少し違うような気がするので、それはどちらがよいかということになるわけでしょうけれども、これでなければならないというものがありましたらご説明いただきたいと。

それから、東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則というふうにうたってあるわけですから、「事業場」という言い方で言いかえる必要があるのかなと思ったんですね。「学校」とあらわしてしまっただろうかと。それから、「事業場の長」と言っていますけれども、これは「学校長」としてはまずいのかと。最後に事業場とはとか、あるいは事業場の長とはというふうに、ここに別表で書いてありますけれども、これは大体いろんなこういう労働関係の法律ですと、事業者とか使用人であるとかという、それぞれ使う言葉が違うんですけれども、この場合でも、それは衛生法上の「事業場」という表現を変えちゃいけないのかどうか。学校になっているのか、それともこの「事業場」という表現にしたほうがわかりいいのかどうかということをやっと思ったんですね。

それから、同じく第4条の「事業場の長は、上司の指揮監督の下に、」と書いてあるわけですが、この場合の上司というのはどなたかということ。

それともう1つ、第12条第2項の定期健康診断の項目が書いてあります。それ以外のものを教育長がプラスすることができるということですが、その現

在の健康診断の項目、具体的にどういう項目があるかお示しいただければと思います。

以上、いろいろ申し上げました。

○鈴木委員長 5項目ありましたが。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 すみません、抜けていたらまたご指摘ください。

まず第1点目は、第2条の（1）のイ、その勤務形態がアに準ずると教育長が認めた者ということでございます。常時勤務に服することを要する者というのは、基本的にいうと学校の教諭等にかかわる常勤の職員でございます。準ずる者になりますと、例えば学校の中にいる、これに準ずる者としましては、非常勤講師という立場で学習、教育活動に当たる者がおります。そのほか図書館の指導員、スクールカウンセラー、あとは市が配置している少人数担当の教諭、そのほか特別支援学級を持っているところでいいますと介助員、あとは給食の配膳員、学校警備員、用務員というのが、これに準ずる者ということになりますので、基本的にその事業場、各学校に勤務している、週1日でも勤務している者を、このイという形に当てはめたというものでございます。

第2点目が、3条、4条の「環境の形成を促進するようにしなければならない」に対して、第11条が、「これらを受ける機会を与えるように努めなければならない」、この「しなければならない」と「努めなければならない」という言葉の解釈でございますが、まず快適な職場と健康の安全の確保については、これは「ねばならない」、必ずこれは必要条件として行わなければならないということで、「しなければならない」というものでございます。教育等につきましては、これはあくまでも任意的なものでありますので、これに精進する、努めるという記載として、さらにその資質、能力を高めるための教育、研修や講習を受けるということを努力目標としたというところで、「努めねばならない」という記載とされたところでございます。

3点目、「事業場」そして「事業場の長」の文言でございます。まず、この「事業場」は、先ほど言いましたように各学校ですので、学校と記載するということも考えましたが、本規則を制定するに当たりましては、東大和市職員労働安全衛生管理規則、これは市の職員、市役所ですね、市の職員の規則がもともとあるものですから、これとの整合性をとらなくてはならないということで、職員課、

文書課と調整を図ってきたところでございます。労働安全衛生管理規則については、いろんな職場の言い方をすべて統一して「事業場」というふうに法上ではあらわしていますので、この「事業場」に統一をしたというものでございます。

「事業場の長」につきましても、最初の案では所属長という言い方をしたところでございます。所属長は、学校教育の中でいう校長でございます。ですけど、これも先ほど申しました市の職員労働安全衛生管理規則の文言と同一の文言にするという考えがありまして、市のほうではやはり「事業場の長」という記載がありますものですから、これにそろえたというところでございます。

第4条、「事業場の長は、上司の指揮監督の下に」ということになりますけれども、これは設置者と考えております。東大和市教育委員会というふうに考えているところでございます。

5つ目が健康診断の項目でございますが、労働安全衛生規則と、そして学校職員の場合には学校保健安全法というのにも適用されます。ということでありまして、具体的に申しますと、まず健康診断を行わなければならないの中に項目がありまして、1つ目が既往歴及び業務歴の調査、2つ目が自覚症状及び他覚症状の有無、3番目、身長、体重、腹囲、視力及び聴力、4番目が胸部エックス線検査及び喀たん検査。

○土田委員 喀たん。

○今城学校教育部参事兼指導室長 たんを吐いて、たんの細菌を調べるという。

5番目が血圧、6番目、貧血、7番目が肝機能、8番目が血中脂質、9番目、血糖調査、10番目が尿検査、11番目が心電図検査。それに加えて、胃の疾病及び異常の有無、その他の疾病及び異常の有無ということが、健康診断の項目として上げられているものでございます。

以上でございます。

○土田委員 どうもありがとう。

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 それでは、今、定期健康診断の項目についてそれぞれ聞きましたが、前回の、いわゆる疾病の中に精神的なものが、かなり割合が多くなっているとか、それもまたかなり重い症状が出ている人が先生方の中に多いということも聞きましたので、そのあたりをあらかじめ、そういうふうに健康診断の項目

の中に入れて、早期発見するとかというふうなことができたらいいいというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

それともう1つ、「学校職員」という言い方と「学校教職員」という言い方、2つあるんですね。ここでは「学校職員」と言っていますが、ほかの関係の法令の文章を見たりすると「学校教職員」という言葉を使っている。それをどう使い分けておられるかということ。

2つお願いします。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 まず職員の精神疾患のケアでございます。メンタルヘルスでございますが、この規則に大きく記載させていただいたのは、法的にとらえた健康診断ということでございます。となると、先ほど説明させていただいた項目に限定されますが、第13条に「規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。」ということの規定させていただいております。ここで職員の健康管理を図るために、別に要領ですとか規定等を定めて、主に健康障害防止の面接指導要領ですとか、そういうような形の中で職員の心と体の健康のケアについての管理を図るという形で規定をして、職員の健康管理をトータルで図っていきいたいというふうに考えているところでございます。

2点目の学校に勤める職員の呼び方といいますか、その定義でございますが、先ほど言いましたように「教員」という言い方、「教職員」という言い方、「職員」という言い方がありますが、「教員」は教育をつかさどる職にある者、「教職員」となりますと、それにプラスして、今、学校には都費負担の、県費負担ですね——の事務職員がいる。これを含めたものを「教職員」というふうに言っております。「職員」といいますと、さらにそれを広げた学校で勤務をする者すべて、先ほど言いました図書館に勤める者ですとか、給食にかかわる者ですとか、さまざまなものを含めた者を、すべてトータルしたものを職員というふうにあらわしているというものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 わかりました。

余計なことでくだいんですけども、「学校教職員」と言っているこのときの職員というのと、「学校職員」と言っているこの職員、意味が違うんですね。

○今城学校教育部参事兼指導室長 違います。

○土田委員 よくわかりました。今まで疑問だったんですが。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

なければ、私のほうから1点。

先日の市の教員を対象にした研修会でいただいた資料で、学校基本調査報告書に出てくる数字を見せていただきました。平成11年度から平成20年度までの10年間で、病気休職者数等の推移で、そのうち精神疾患による休職者数が、10年間でおよそ2.7倍、激増しておりますよね。これは決して他市、他区のことだけではなくて、東大和市の教員についても同様なことがいえるわけで、今この時期に、この労働安全衛生管理規則ができるということは、非常に時宜を得た内容だというふうに感じました。教員を大切にしてくれる市は、子供を大切にしてくれることに直接つながりますので、これからもよろしく願いしたいと思います。

それで1点ですが、お尋ねですけれども、第一中学校の場合は所属職員の人数が50名以上となっておりますが、それに満たない学校や事業場については、どのように教育委員会は対応していくことになるのか、それをお尋ねしたいのと、要望ですけれども、この規則ができて、この規則に魂を入れるのは、やはり学校の校長や副校長、そして何よりも職員そのものの意識が高揚されなければ意味を持たないと思いますので、そういう啓発活動も大切になってくるというふうに考えますので、その点もよろしく願いしたいと思います。

質問、1点お願いします。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 ただいまの質問で、第一中学校は50人を超える職場ということで、これは法的に衛生委員会を設置する義務のある学校でございます。そこで、この規則の中に第一中学校という、衛生委員会を設置するという項目が上げられました。

これから先、50人を超える職場が新たに出る場合がございます。そうなった場合には、この規則を改定させていただいて、ここに第一中学校及び何々学校にというような並列の形で衛生委員会を設置するというのが法の解釈になります。

なお、50人に満たない職場については、法的に衛生委員会を設置する必要はありませんが、当然その職員の健康の管理を図ることは必要なことだと考えており

ます。そこで、また今後、改めてご提案をさせていただこうと思っているところでございますが、先ほどの13条にある中で、その他必要なものを定めるというのがある中で、1つは先ほどお話ししました健康障害防止のための面接指導実施要領、これにつきましては前回提案をさせていただいて、これを7月1日からスタートするというところでございます。

もう1点、これは今後の提案になりますが、東大和市立学校衛生運営委員会の設置規定というのを制定することに向けて、今取り組んでいるところでございます。

これは先ほど言いました50人に満たない職場すべてを網羅した——衛生委員会というのは法的に位置づける衛生委員会でありますので、それと区別するために衛生運営委員会というふうにさせていただきました。これは市内すべての学校を網羅した衛生運営委員会でございます。一中を除いた14校の学校の職場環境、そしてそこに働く職員の健康管理を検討していくための委員会の設置の規定というふうに今考えております。

その条項の中には、各校に衛生推進委員会を置くというふうにしようと今検討をしているところでございます。つまり、衛生委員会ではないんですけども、衛生に推進をつけまして、任意の形での衛生委員会に準ずる委員会を各校に設置させていただいて、衛生委員会に準じた内容で先生方、そして職員、そして学校の職場環境の保全に当たる。そのようなものについて検討をいただく。それをすべて統括するのが、先ほど言いました市の衛生運営委員会の設置というふうに今考えて、検討しているところでございます。

その設置に向けても、また今後検討し、教育委員会に提案させていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 先ほどの13条になるんですが、その他の必要な事項という中で、今、心と体のケアに努めるというような文言を入れるよう検討しているというお答えだったでしょうか。そのようなお答えをいただいたかなと思っているんですが、この施行日が7月1日からであるというなら、今メンタル的な課題というのは、ここ1年、2年に限ったことでなく、もう随分前からあるし、これから大きな

課題となっていくことは当然予想されるわけですから、検討して後ほど加えるというのではなく、当初から表記はできないものなのでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 先ほどの13条の件につきましては、必要な事項は別に定めるとしておりますので、先ほど言った学校職員の心と体の健康につきましては、別項というのが5月の本定例会で提案させていただきました学校職員の長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要領、この中に心の面と体の面の職員の管理を明確にする、そしてそれを本人がしっかり自覚をして、必要に応じて健康相談を受けるというふうに規定したものであります。これと同時に、先ほど言いました規則の中に新たに入れていくのではなく、別項で定めていくという考えでありますので、先月お示しさせていただいた面接実施要領、これも本規則と同時に7月1日から施行をして、これは職員の健康管理をきめ細かに図っていくという形で進めたものでございます。

このことにつきましては既に学校のほうに、校長を通してすべての職員にこの実施要領を配布し、そしてどのような形で自分一人一人の健康管理を図るかというのを、職員会議等で必ず職員に周知し意識を高めさせる。そして職員自身と、そして管理職が一緒になって一人一人の健康障害を防止する。これは心と体の面、両面でございます。それに全力を尽くしていくという形で、今月、1箇月を使って周知徹底を図って、7月1日からの実際の実施という形で進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかがございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第26号議案 東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第26号議案 東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第 9 第 27 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第 9、第27号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第27号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきまして、ご説明申し上げます。

本件は、ただいまご審議いただきました東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則第 8 条第 2 項に基づく別表第 1 によりまして、第一中学校に産業医を置く必要があるということになりましたので、その産業医の委嘱を行うものであります。

委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第11号によりまして、教育委員会の議決を経て教育長が行うこととされております。このことから、今回提案をさせていただくものであります。

委嘱する産業医候補者等につきましては、指導室長からご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 第一中学校衛生委員会の設置について、衛生委員会には産業医を置くということになっております。今年度の産業医の報酬についての予算化をいただきまして、そして東大和市の医師会のほうに選任の依頼を差し上げました。そこで、東大和市立学校産業医として林秀和先生をご推薦いただき、ご了承をいただいたところでございます。

ここで、この規則が決まりました段階で、林先生に改めてお願いに上がり、そして7月1日からの産業医という形で進めてまいるというところでございます。

なお、この林先生につきましては、現在、第一中学校の学校医、内科医をしていただいている先生でございます。そういう意味で、第一中学校のことをよくご存じの先生ということで、推薦いただいたものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私から1点ですが、この林先生は、第一中学校の産業医ということになるわけですが、他校、14校の産業医としての指導、助言をいただくということはできないわけですね。

指導室長。

○**今城学校教育部参事兼指導室長** 基本的には、第一中学校の産業医でございますので、他の14校の指導、助言につきましては当てはまらないという考えになります。

以上でございます。

○**鈴木委員長** 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第27号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**鈴木委員長** ご異議なしと認め、第27号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

## ◎日程第10 その他報告事項

○**鈴木委員長** 日程第10、その他報告事項を行います。

平成23年度使用小学校教科書採択の進捗状況等について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○**小池統括指導主事** それでは、平成23年度使用教科書採択の進捗状況、そして今後の予定についてご報告をいたします。

お手元の資料をご参照ください。本資料は、教科書採択のこれまでの経過と今後の予定を図にしたものでございます。

初めに、進捗状況についてご報告いたします。

去る5月13日に、第1回教科書採択資料作成会議を開催し、その席上、教育長より平成23年度に使用する教科書の調査・研究を依頼いたしました。これは図中、丸数字、②の部分に当たります。

その後、小学校は種目ごと、特別支援学級用の教科書につきましては校種別に

教科書調査部会を開催し、2回から3回にわたり調査・研究を行いました。図中、丸数字、③及び⑤の部分に当たります。

調査部会で作成された調査・研究資料につきまして、6月24日に第2回教科書採択資料作成会議を行い、協議を持ちまして、現在、教育委員会に報告するための資料を作成しているところでございます。これが図中、丸数字、⑨の部分に当たります。

この間、教科書の見本本を各小学校に巡回し、学校からの意見を求めました。また、現在、当市教育情報室において教科書展示会を開催し、市民の方々のご意見を募っているところです。図中、丸数字、④及び⑧の部分となります。

続いて、今後の予定についてご報告いたします。

今後の予定といたしましては、7月13日の第3回資料作成会議を経て、教育委員会へ報告するための調査・研究資料が整いますので、資料を報告書として受理をした後、7月30日の教育委員会定例会にて教科書採択の運びということになります。

以上、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 教科書の展示を今、7月7日までやっていただいているわけですが、ただいまのところ市民からの何かご意見等ありましたらお聞かせください。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○小池統括指導主事 現状では、まだご意見届いていません。意見を書く用紙を用意して、来ていただいた方にその場で書いていただいて、提出していただく形をとっておりますが、現状ではまだご意見は届いていない状況でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

---

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第6回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時16分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長      鈴木   敏彦

会 議 録 署 名 委 員      小泉   美佐子